

本宮市

第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

概要版



障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して
生活しているまち共生社会を目指す もとみや



令和6年3月

福島県本宮市

計画策定の趣旨

本市では、令和2年12月に「本宮市第2次障がい者計画」を策定し、総合的な障がい者施策の推進に取り組んできました。また、令和3年3月に、「本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策について定めましたが、令和5年度が最終年度となることから、新たに3年間を期間とする「本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定することとします。

障がい福祉計画で取り組むこと

第7期障がい福祉計画においては、成果目標として国の基本指針による下記の6項目の数値目標とともに、活動指標として各障がい福祉サービスの見込み量等を定めています。

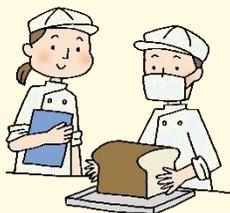
成果目標（基本指針の数値目標）の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点の地域生活移行者の割合	5.6%
令和8年度末時点の施設入所者の削減割合	5.6%

2 地域生活支援の充実

令和8年度末時点の地域生活支援拠点数	1か所
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	8人
令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討回数	9回/年
令和8年度末時点の強度行動障がいをする方の状況やニーズの把握の有無	有
令和8年度末時点の強度行動障がいをする方への支援体制の整備の有無	有



3 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数	2人
令和3年度の移行実績と比べた令和8年度の福祉施設から一般就労への移行実績の倍率	2.0倍
令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2人
令和3年度の移行実績と比べた令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行実績の倍率	2.0倍
令和8年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人
令和8年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	1か所
令和8年度の就労移行支援事業所数のうち、一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所の割合	100.0%
令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1人
令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	1か所
令和8年度の就労定着支援事業所数のうち、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	100.0%

4 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度の基幹相談支援センターの設置の有無	有
令和8年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	12件
令和8年度の基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件
令和8年度の基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回
令和8年度の基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回
令和8年度の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	1人
令和8年度の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4回/年
令和8年度の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	50か所
令和8年度の協議会の専門部会の設置数	4部会
令和8年度の協議会の専門部会の実施回数	24回

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和8年度の都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人
令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用した事業所や関係自治体等との共有回数	1回

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 [見込み値]

令和8年度の保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
令和8年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

活動指標（障がい福祉サービス等の見込み量）の設定

1 訪問系サービス

- ➡ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

2 日中活動系サービス

- ➡ 生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 [A型＝雇用型・B型＝非雇用型]、就労定着支援、療養介護、短期入所

3 居住系サービス

- ➡ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

4 相談支援

- ➡ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

5 地域支援事業

必須事業

- ➡ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

任意事業

- ➡ 訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加事業



障がい児福祉計画で取り組むこと

第3期障がい児福祉計画においては、成果目標として国の基本指針による下記の1項目の数値目標とともに、活動指標として各障がい児支援サービスの見込み量を定めています。

成果目標（基本指針の数値目標）の設定

1 障がい児支援の提供体制の整備等

令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所
令和8年度末の障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(保育所等訪問支援事業所の整備)	1か所
令和8年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備か所数	1か所
令和8年度末の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備か所数	1か所
令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所
令和8年度末の医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数	3人

活動指標（障がい児支援サービスの見込み量）の設定

1 訪問・通所系サービス

- ➡ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

2 施設系サービス

- ➡ 福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設

3 相談支援等

- ➡ 障がい児相談支援、医療的ケア児の支援調整を行うコーディネーターの配置

4 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ



計画を進めるために

● 障がい者の生活を支援するネットワークの構築

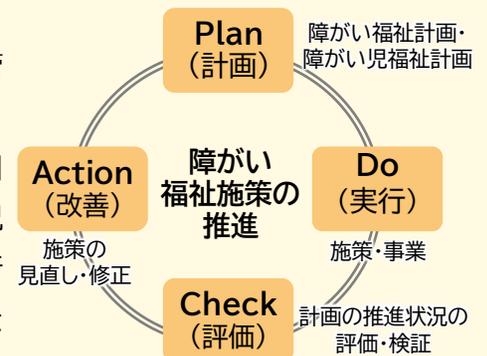
庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた適正かつ継続的な支援を推進します。また、福祉サービス提供においては、あだち圏域等の地域事業者と協力体制の構築を今後も進め、ニーズの高い事業への参入について働きかけを行います。

さらに、広域的な対応が必要な施策を推進するため、近隣市町村との連携を図り、情報の共有化や共同事業を推進するとともに、特にあだち圏域においては、あだち地方地域自立支援協議会を母体とした地域生活支援拠点の整備等、様々な共同事業を展開していきます。

● 計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、「PDCAサイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【概要版】

令和6年3月 発行:本宮市 編集:本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田60番地1 TEL 0243-24-5371 FAX 0243-33-6620

URL <https://www.city.motomiya.lg.jp> メール shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp

